京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例(平成22年10月12 日京都市条例第29号)(建設局土木管理部自転車政策課)

京都市西京極自転車駐車場及び京都市上鳥羽口駅自転車等駐車場(以下「西京極自転車駐車場等」という。)について、指定管理者の経営努力を促すことで、市民サービスの向上を図るため、西京極自転車駐車場等の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることとしました。この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

なお、京都市西京極自転車駐車場等の利用に係る料金の承認の申請等の 準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとしまし た。 京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年10月12日

京都市長 門 川 大 作

京都市条例第29号

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例 京都市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

第5条本文中「第8条第1項本文」を「第8条第1項」に改める。

第6条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第1項中「(京都市西京極 自転車駐車場及び京都市上鳥羽口駅自転車等駐車場(以下「西京極自転車 駐車場等」という。)を除く。次条第2項、第8条第3項及び第10条第1 項において同じ。)」を削り、「次条第1項本文」を「次条第1項」に、「第 8条第1項本文」を「第8条第1項」に改め、同条第3項を削る。

第7条第1項本文中「(西京極自転車駐車場等にあっては,市長。次条第 1項において同じ。)は」を「は,必要があると認めるときは」に,「もの とする」を「ことができる」に改め,同項ただし書を削り,同条第2項中 「自転車等駐車場に係る」を削り,同条第3項を削る。

第8条第1項本文中「指定管理者は」の右に「,必要があると認めると きは」を加え、「ものとする」を「ことができる」に改め、同項ただし書を 削り、同条第3項各号列記以外の部分中「自転車等駐車場に係る」を削り、 同条第4項を削る。

第9条の見出し中「利用料金等」を「利用料金」に改め、同条本文中「(西京極自転車駐車場等にあっては、既納の駐車料金)」を削る。

第10条の見出し中「利用料金等」を「利用料金」に改め、同条第1項 中「自転車等駐車場の」を削り、同条第2項を削る。 第11条第1項中「第8条第1項本文」を「第8条第1項」に改める。 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 京都市西京極自転車駐車場及び京都市上鳥羽口駅自転車等駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。(経過措置)
- 3 この条例の施行の目前にこの条例による改正前の京都市自転車等駐車 場条例第7条第1項本文の規定により発行した京都市西京極自転車駐車 場及び京都市上鳥羽口駅自転車等駐車場の回数券及び前払式駐車券は,同 日以後においても使用することができる。

(建設局土木管理部自転車政策課)